

令和元年5月15日

介護予防・生活支援サービス事業者 様

柏原市健康福祉部
高 齢 介 護 課

令和元年度柏原市介護予防・日常生活支援総合事業関係要綱等の改正について

平素は、介護保険事業の運営に多大なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、柏原市介護予防・日常生活支援総合事業に関連する国要綱等が一部を改正されました。（今年度は、柏原市独自基準の変更はありません。）

つきましては、内容をご確認いただいた上でサービス提供していただきますようお願いいたします。

記

1 改正された関係要綱等

- ・「地域支援事業の実施について」

（平成18年6月9日付け老発0609001号厚生労働省老健局長通知）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000506705.pdf>

2 改正内容の要点

- ・旧介護予防訪問介護サービス・旧介護予防通所介護サービスの単位

※柏原市では、国が定める単位どおり実施しています。

「地域支援事業の実施について」（平成18年6月9日付け老発0609001号厚生労働省老健局長通知 別添1）をご確認ください。

柏原市 健康福祉部

〒582-8555 柏原市安堂町1番55号

○総合事業全般に関すること（高齢介護課 072-972-1570・072-972-1571）

○総合事業指定に関すること（福祉指導監査課 072-971-5202）